

回 答 書

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

| No | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------|--|---|
| 1 | 業務説明資料 2 履行期間 | 事業者決定日～とはいつか？ また、サービス提供開始日はいつか？ | 「事業者決定日」とは、令和6年に実施するプロポーザルによる事業者選定が確定した日のことです。 また、「サービス提供開始日」は、事業者決定後に詳細を調整しますが、令和6年6月1日の開始を想定しています。 |
| 2 | 業務説明資料 2 履行期間 | 事業決定日からと記載されており、決定後に各園と様々な調整を必要とするが、実際の運用開始はいつを想定しているのか。 | 事業者決定後に詳細を調整しますが、令和6年6月1日の開始を想定しています。 |
| 3 | 業務説明資料 4 実施場所 別紙1 | 市立保育所一覧（57施設）には3～5歳の人数の記載があるが、定額サービス対象は何歳までか？また、補助対象は何歳までか？ | 定額サービスの対象となるのは、横浜市市立保育所に通うすべての児童となります。また、補助対象となるのは、横浜市市立保育所に通う児童のうち、定額サービスを利用しているすべての児童となります。 |
| 4 | 実施要綱 第6条 利用料金 | 利用料金は、仮に事業者の月額料金を4,000円とした場合、補助金の交付額を控除した3,500円という認識で良いか。 | 認識のとおりです。 |
| 5 | 実施要綱 第6条 利用料金 | 毎月の利用者への請求額は、予め月額料金から補助金の交付額を差し引いた利用料金で行い、補助金の交付を事業者が受け取り、その補助金を利用者へ還付しない運用方法は可能か。 | 実施要綱第6条第2項に記載のあるとおり、補助金は利用者へ還付せず、月額料金と利用料金の差額と相殺してください。 |

回 答 書

件名：横浜市市立保育所における紙おもむつ等定額利用サービス補助事業

| No | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------------|---|--|
| 6 | 実施要綱 第9条第4項(1) | 第9条4項(1)「利用が確認できる書類」とは何か？ 例) 申込書のコピー・当社で集計した一覧表のようなものに値するか また、途中入退園等はどのような対応となるか？ | 「利用が確認できる書類」とは、各月の利用者名が確認できる書類を想定しています。様式は問いませんが、各月ごとに利用契約状況がわかるものを御提出ください。 途中入退園等については、「実施要領第3条(1)エ」とおり、利用料金は「月額定額制」とするため、途中入退園いずれの場合においても、月額にて対応してください。なお、「月額定額制」を承知したうえで、月途中からの利用を希望する場合は、それを妨げるものではありません。 |
| 7 | 実施要綱 第10条 | 「補助対象事業の成果が申請額の一部につき補助金の条件に適合しないと認めたととき」 サービス契約者に対し月額料金から500円差し引いた額(利用料金)で請求する以外で、適合しない要件は具体的に何か？ | 「補助対象事業の成果が申請額の一部につき補助金の条件に適合しないと認めたととき」とは、要綱で定める補助金の交付要件に適合しない利用者分の申請をした場合などが、これにあたります。 |
| 8 | 実施要領 第3条 | 本事業の開始はいつ頃を想定しているか。 | 事業者決定後に詳細を調整しますが、令和6年6月1日の開始を想定しています。 |
| 9 | 実施要領 第3条(2)ア | 本文記載の契約について、Web申込をもって契約と考えているが、Web運用・管理をしてもよいか。 | 契約方法及び管理方法については、形態を問いませんが、補助金請求事務に際して、「委任が確認できる書類」については、原本(紙)の提出が必要となります。 |
| 10 | 実施要領 第3条(2)イ | 利用料金は提案書で示す金額とすることとあるが、決済手数料がかかる場合は含んだ金額にすればよいか。 | 提案書で示す金額は、実際の利用者に請求する金額としてください。そのため、決済手数料が必要な場合は含んだ金額を提案書に記載してください。 |
| 11 | 実施要領 第3条(2)エ | 本文記載の「利用契約書」はWebでの運用・管理をしてもよいか。 | 契約方法及び管理方法については、形態を問いませんが、補助金請求事務に際して、「委任が確認できる書類」については、原本(紙)の提出が必要となります。 |

回 答 書

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

| No | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|---------------------|---|---|
| 12 | 実施要領 第3条(2)オ | 本文記載の「事業者と利用者双方の記名・押印をすること」について、利用者の記名・押印後、事業者の記名・押印を行いたいと考えているが、差し支えないか。 | 記名・押印の順序に指定はありません。 |
| 13 | 実施要領 第3条(2)オ | 本文記載の「委任が確認できる書類」について、Webでの運用・管理をしてもよいか。紙での取得が必須か。 | 契約方法及び管理方法については、形態を問いませんが、補助金請求事務に際して、「委任が確認できる書類」については、原本（紙）の提出が必要となります。 |
| 14 | 実施要領 第3条(2)オ | 本文記載の「委任が確認できる書類」について、紙での取得が必須の場合、利用者の記名・押印いただいた後の回収方法について、例を示してもらえないか。 | 紙での取得が必須となります。回収方法については、返信用封筒を用いるなどの方法があるかと思います。 |
| 15 | 実施要領 第3条(3)ア | (ア)(イ)ともに事業者が直接保育所へ訪問し納品する方法となっているが、紙おむつ等はメーカー等からの直送でも構わないか。 | 配送に関しては、事業者の責任でメーカー等からの直接配送としても問題ありません。 |
| 16 | 実施要領 第3条(4)カ | 利用案内等への保護者周知書類に関して、多言語対応はどの程度必要か。 | 少なくとも日本語及び英語の2ヶ国語の準備をお願いします。 |
| 17 | 実施要領 第3条(4)カ | 利用案内等は多言語への対応を可能とすることとあるが、多言語とは何ヶ国語準備が必要か？ | 少なくとも日本語及び英語の2ヶ国語の準備をお願いします。 |
| 18 | 提案書作成要領 6 提案書の内容 | 2つのプランを用意しているが、提案書内に2つのプランを提示しても構わないか。 | 提案書には、1つのプランの提案をお願いします。 |
| 19 | 提案書作成要領 9(3) | 1者につき3名以下とあるが、メーカー担当者を含め3名での参加は問題ないか。 | 問題ありません。ヒアリング時の入場者を3名以下にすること。と捉えてください。 |